

第4回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【Bグループ会議】
議 案



日 時：平成22年10月18日（月）午後7時00分～午後9時00分
場 所：301号会議室

《会議次第》

1 開 会 Bグループリーダー

2 議 題

(1) 前回のふりかえり (第4章 町民について) 1

(2) 第4章 町 民 (第19条5項・第20条) について 2

(2) 第5章 コミュニティ (全3条) 5

3 そ の 他

4 閉 会

(2) 第4章 町 民 (全4条) について

第4章 町 民

(町民の権利)

第18条 町民は、まちづくりの主体として参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【解 説】

“まちづくり”における町民の権利について定めており、町民が“まちづくり”に積極的に関わるためには、町民の権利が保障されていることが重要と定めております。

また、青少年及び子どもについては、本町の次代を担う重要な担い手であることも含め、それぞれの年齢にふさわしい“まちづくり”に参加する権利があるとして定めています。

<グループ検討内容>

- ・まちづくりの主体として参加する⇒意味が通じない？
- ・「まちづくりの主体」という表現は、基本理念で表現されていることから削除。
- ・4 それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに⇒それぞれの年齢にふさわしいまちづくりとは、学校・町内会・子ども会など参加方法はことなるが、子どもがこの条文を見て理解することも重要だが、大人がこの内容について十分理解し、実践することが重要である。

(町民の権利) まちづくりに参加する

第18条 町民は、~~まちづくりの主体として参加する~~権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【検討後の条文】

(町民の権利)

第18条 町民は、まちづくりに参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(町民の役割と責務)

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するように努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。

5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

【解 説】

町民は、“まちづくり”の主体であるとして、前条での権利とともに、本条については役割及び責務について定めています。

(1) 自分自身が考え、世代を越えた“まちづくり”に努めることと定めています。

(2) “まちづくり”に必要な情報を町に提供することと定めています。

(3) “まちづくり”に関し、自分自身の知識や経験、技術及びそれらの発言や行動に責任を持つことについて定めています。

(4) お互いに尊重し、協力して“まちづくり”を推進するように定めています。

(5) まちづくりを運営していく為の費用を負担することとし定めています。

なお、「相応の負担」とは地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等、法令又は条例等を定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。

<グループ検討内容>

・きずなを深め世代を越えた⇒言葉が唐突過ぎ、違和感がある。

この部分については第4項に加えることで、この条文から削除。新たに修正し、加える。

・第1項で削除した部分を盛り込む。

(町民の役割と責務)

し、将来にわたって誰もが暮らしやすい

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、~~きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。~~

4 町民は、お互いに尊重し合い、**《職業や世代を越えて、》**協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。

【検討後の条文】

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、将来にわたって誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するように努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、職業や世代を越えて、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。

5 (宿題)

6 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

※5 項の追加

第 20 条の 2 項の内容を検討する中で、この内容は事業者だけではなく、町民一人ひとりに対しても必要であることから、第 5 項として、追加してはどうかという意見が出た。以下 5 項は 6 項に変更。内容については、会議時間の関係から次回の会議までの宿題とした。

(町民の役割と責務)

責務という言葉に重さを感じる。他の市町村では役割までのところと「基本姿勢」として、表現しているところもある。

「義務」という表現もあるが、さらに重たくなる。「権利」と「責務（責任）」は表裏一体なものでもある。判断が難しい。

条文の内容も「努める」という表現としており、努力目標であることから、あえて「責務」という表現で強調することが良いのではないか。

(事業者の役割)

第 20 条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解 説】

“まちづくり”における事業者の役割について定めています。

事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

<グループ検討内容>

(地域活動団体の役割)

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をいいます。

2 地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへ活動の輪を広げます。

【解 説】

“まちづくり”における地域活動団体の役割について定めています。

町内会などの地域活動団体も地域社会の一員として位置づけられることから、地域活動団体に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

<グループ検討内容>

(3) 第5章 コミュニティ（全3条）について

第5章 コミュニティ

（コミュニティ）

第22条 コミュニティとは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

【解 説】

コミュニティの定義について定めています。

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織や団体があげられます。

※【コミュニティ】とは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かな“まちづくり”に取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として定めています。

【検討した内容】

- ・コミュニティの説明を規定するが、町内会等や地縁組織に限定されないように広く定義した方が良いと考えます。
- ・具体的にどんなものがコミュニティなのか解説書やパンフレットがあっても良い。

<グループ検討内容>

(コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めます。

【解 説】

町民一人ひとりがコミュニティへ自主的に参加し、その活動を守り育てていくことを求めています。

【検討した内容】

- ・現在、コミュニティも協働を担う組織となっている。コミュニティに対してひとりの町民としての関わりを規定すべきと考えます。

<グループ検討内容>

（議会及び行政とコミュニティのかかわり）

第24条 議会及び行政は、コミュニティとの協働を進めるため、コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて支援します。

【解 説】

議会及び行政は、コミュニティの自主性や自律性を尊重し、その活動に対して支援すると定めています。

【検討した内容】

- ・前条と同様に、議会及び行政のコミュニティへのかかわりについても規定すべき と考えます。

<グループ検討内容>

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【検討結果表】 Bグループ

[illegible]

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【意見書】

第 章 【 】
第 条 ()

第 章 【 】
第 条 ()

第 章 【

第 条 (

第 章 【
第 条 (